

松山市介護予防・日常生活支援総合事業
指定第一号通所事業（介護予防型通所サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社中川メディカルが開設するデイサービスセンターうめの小町（以下「事業所」という。）が行う松山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（介護予防型通所サービス）（以下「介護予防型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護予防型サービス従業者」という。）が、要支援状態または事業対象者に該当する高齢者等に対し、適正に提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護予防型サービス従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的な介護予防型サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターうめの小町
- 二 所在地 松山市南梅本町甲50番地2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の介護予防型サービス従業者の管理及び業務の管理、介護予防型通所サービス計画の作成等を行う。
- 二 生活相談員 3名（常勤専従1名、常勤兼務2名）
生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、介護予防型サービス従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。
- 三 介護職員 9名（常勤専従4名、常勤兼務3名、非常勤専従2名）
介護職員は、介護予防型サービスの提供にあたる。
- 四 看護職員 3名（常勤専従2名、非常勤専従1名）
看護職員は、介護予防型サービスの提供にあたり、利用者の健康管理、相談・助言にあたる。

五 機能訓練指導員 4名（常勤専従1名、非常勤専従3名）

作業療法士 1名、理学療法士 3名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、1月1日～1月3日までを休日とする。

二 営業時間 月曜日～土曜日 8時～17時

サービス提供時間 8時30分～16時30分

（介護予防型サービスの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日45人とする。

（介護予防型サービスの内容）

第7条 介護予防型サービスの内容は、次のとおりとする。

一 食事の提供

二 入浴サービス

三 送迎サービス

四 アクティビティ実施

（介護予防型サービスの利用料等及び支払いの方法）

第8条 介護予防型サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防型サービスが法定代理受領サービスであるときは、松山市の要綱で定める額の利用者負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防型サービスに係わる介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 以下の費用については、その利用料に応じて実費を徴収する。

一 食費 昼食 650円

二 オムツ代 実費

三 前各号に掲げるもののほか、介護予防型サービスの提供に係わる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道15km未満 250円

二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道15km以上 350円

- 5 第1項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、松山市（島嶼部及び旧北条市を除く）の区域とする。

（介護予防型サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は介護予防型サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 介護予防型サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を介護予防型サービス従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 介護予防型サービスの利用に当たっては、次の禁止事項を行わないよう留意する。
 - （1） 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - （2） けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - （3） 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - （4） 指定した場所以外で火気を用いること。
 - （5） 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所は、介護予防型サービスを実施中に利用者の容体に変化等があった場合は、事前に提出された緊急連絡表により、主治医及び家族に連絡を行い各人の指示に従う。

利用者の状態や日曜祝祭日及び夜間帯の利用時間を中心とした主治医及び協力医療機関の状況等により、救急車を要請し、当日の救急病院への受診を行う。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を務めるものとする。

(衛生管理及び介護予防型サービス従業者等の健康管理等)

- 第13条 事業所は、介護予防型サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、介護予防型サービス従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診できる機会を設けるものとする。
 - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の事項を掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防型サービス従業者に周知徹底を図る。
 - 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 介護予防型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持等)

- 第14条 介護予防型サービス従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、介護予防型サービス従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護予防型サービス従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、介護予防型サービス従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第15条 管理者は、提供した介護予防型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。
 - 3 事業所は、介護予防型サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

- 第17条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防型サービス従業者の就業環境

が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防型サービス従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 介護予防型サービス従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第19条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護予防型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 介護予防型サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、介護予防型サービス従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 介護に直接携わる介護予防型サービス従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。
- 3 介護予防型サービス従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備し、サービス提供が終了した日から5年間保存するものとする。

- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社中川メディカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 7 月 15 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 20 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 31 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。